

# 知多北部広域連合議会定例会会議録

(会議録第87号)

令和7年8月25日

# 知多北部広域連合議会

## 令和7年知多北部広域連合議会第2回定例会会議録目次

8月25日

会議録署名議員の指名	4
会期について	5
例月出納検査結果報告（5月分～6月分）	5
一般質問	5
令和6年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	8
令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	14
令和7年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	15
令和7年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	15
議員の派遣について	18

## 知多北部広域連合議会会議録（第87号）

### 1 招集年月日

令和7年8月25日（月） 午後2時00分

### 2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（3階）第1・第2会議室（議場）

### 3 応招議員（14人）

2番	今瀬和弘	3番	加藤菊信
4番	蓑手純一	6番	稻葉裕加里
7番	太田和利	8番	時安利栄
9番	渡邊眞弓	10番	竹内祥浩
11番	伊藤正明	12番	藤井貴範
13番	鏡味昭史	14番	間瀬元明
15番	久松純志	16番	山下享司

### 4 不応招議員（2人）

1番	北川明夫	5番	早川高光
----	------	----	------

### 5 開閉の日時

開会 令和7年8月25日 午後 2時00分

閉会 令和7年8月25日 午後 2時55分

### 6 出席議員

応招議員と同じである。

### 7 欠席議員

1番 北川明夫

5番 早川高光

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 平永亜輝英 書記 井口雅子

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	花田勝重	副広域連合長	岡村秀人
副広域連合長	宮島壽男	副広域連合長	日高輝夫
選任副広域連合長	星川功	代表監査委員	田中奈美
会計管理者	吉田幸尚	事務局長	長坂規代
総務課長	富田岳司	事業課長	山下秀彰
事業課長補佐	竹内美登	事業課長補佐兼資格管理係	齋藤俊和

〈関係市町〉

東海市 健康福祉監	橋 洋子	東海市 高齢者支援課長	池田富士子
大府市 福祉部長	猪飼健祐	大府市 高齢障がい支援課長	小島紳也
知多市 福祉子ども部長	花井佳世	知多市 長寿課長	榎山友佳子
東浦町 ふくし文化部長	原田英治	東浦町 ふくし課長	船津光裕

## 10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 4	例月出納検査結果報告（5月分～6月分）	
4		一般質問	
5	認定 1	令和6年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
6	〃 2	令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
7	議案 6	知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
8	〃 7	令和7年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	
9	〃 8	令和7年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
10		議員の派遣について	

## 11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月25日 午後2時00分 開会)

議長（渡邊眞弓）

定刻となりました。

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しております。

ただいまから令和7年知多北部広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めてましたので、御報告申し上げます。

---

議長（渡邊眞弓）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（花田勝重）

皆さん、こんにちは。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合議会第2回定例会をお願いしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回の定例会におきましては、令和6年度決算の認定及び令和7年度補正予算についての議案を提出させていただいております。

議案内容につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

---

議長（渡邊眞弓）

ありがとうございました。

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、15番久松純志議員、16番山下享司議員を指名いたします。

---

議長（渡邊眞弓）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

---

議長（渡邊眞弓）

日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（5月分～6月分）」を議題といたします。

本件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

---

議長（渡邊眞弓）

続いて、日程第4、「一般質問」を行います。

先に配付いたしました一般質問の通告者一覧に従い質問をしていただきます。

なお、質問時間は質問、答弁を含めて1人30分以内となっておりますので、よろしくお願ひいたします。また、時間の確認音が10分前と5分前に鳴るようになっております。

それでは、4番蓑手純一議員の発言を許します。

4番（蓑手純一）

議長のお許しをいただきましたので、先に通告した順に従い質問をさせていただきます。

質問事項1、介護支援専門員の支援についてお伺いをいたします。

近年、介護現場の人材不足は全国的に深刻化しており、知多北部広域連合管内においても例外ではありません。その中でも介護支援専門員いわゆるケアマネジャーは、利用者や家庭の生活全体を見渡し、必要な介護サービスを計画、調整する極めて重要な役割を担っております。しかし、現場からはケアマネジャーの成り手不足、そして、資格を持ちながらも離職する人の増加といった声が多く寄せられています。その背景には、業務負担の大きさや報酬水準の問題に加え、資格更新に必要な研修受講の負担があります。更新研修は長時間にわたり、日程の確保が難しい上、受講料や交通費といった経済的負担も少なくありません。特に、小規模事業所や非常勤のケアマネジャーにとって大きな負担となり、更新を断念するケースすら見られます。

今年度から三重県四日市市では、ケアマネジャーの資格取得及び更新に關わる研修受講料を全額補助する制度を開始しました。対象は市内の介護サービス事業所で勤務する職員であり、指定の研修受講料が高額で、事業所や個人にとって大きな負担となっている現状を踏ま

えた支援策でございます。この制度を通じて資格取得及び更新を促進することで、人材の定着、確保を図る狙いがあります。

実際、制度導入の背景には、地元の事業所からの切実な声、国の更新制度見直しへの対応を見据えた議会での提案があり、現場ニーズと議会提案が政策につながった好例と言えます。愛知県の更新研修は、テキスト代別で就業後6か月以上の方が対象の専門研修課程Ⅰが56時間で3万8,200円、就業後3年以上の方が対象の専門研修課程Ⅱが32時間で2万8,600円かかり、全国的にも高額で、ケアマネジャーの方にとって経済的にも時間的にも大きな負担となっています。

そこで、愛知県は昨年度から、市町村等が負担したケアマネジャーの法定研修受講料の4分の3を補助する介護人材資質向上事業費補助金制度をスタートさせ、介護人材確保の強化に乗り出しています。また介護人材の確保についても、今後の高齢化の進展を見据えれば、一層の対策強化が急務です。

こうした状況を受け、知多北部広域連合では介護人材資質向上事業費補助金を活用し、更新研修の受講費用を一部助成しておりますが、現場からは、金額が十分ではない、研修に伴う交通費や代替要員の確保の費用にも支援が必要といった声が上がっておりまます。また、介護職員初任者研修と主任介護支援専門員研修が対象となっているため、補助金の対象をさらに拡充することが重要と考えます。単に資格取得を促すだけではなく、長く続けられる就業環境の整備、処遇改善、地域での魅力の発信が不可欠であります。特に、ケアマネジャーについては、役割のやりがいや専門性の高さを伝える等の、学生や異業種からの転職希望者への情報提供が求められます。

この県の補助金を知多北部広域連合がどれくらい有効に活用しているのか、また、その活用状況に対して、知多北部広域連合がどのように課題を認識しているのか、以下5点についてお伺いをいたします。

1、知多北部広域連合管内における居宅介護支援事業所数と介護支援専門員の人数はどんようか。

2、介護人材資質向上事業費補助金の目的と内容、過去3年間の広域連合の申請・交付実績はどんようか。また、事業者や個人の活用状況はどんようか。

3、介護人材資質向上事業費補助金制度の存在が、介護支援専門員や事業所に十分に認知されていないという声もあるが、制度の周知や活用促進のために、どのような情報発信を行っているのか。

4、介護支援専門員の更新研修の受講費用や交通費等の実費負担が大きいことが、資格更新の障壁となっているが、補助金の対象をさらに拡充することや、受講費用の全額補助をする考えはあるか。

5、ケアマネジャーの高齢化や離職率の上昇が懸念される中、質の高い介護支援を維持するため、今後、どのように人材の定着や育成を図っていく考えか。

以上、お伺いをして質問を終わります。

議長（渡邊眞弓）

答弁を求めます。

事務局長（長坂規代）

御質問の1番目、介護支援専門員の支援についての1点目、居宅介護支援事業所数と介護支援専門員の人数についてでございますが、令和7年7月31日現在の知多北部広域連合管内における居宅介護支援事業所数は64事業所、介護支援専門員の人数は216人でございます。

次に2点目、介護人材資質向上事業費補助金の目的と内容、過去3年間の広域連合の申請・交付実績についてでございますが、介護人材資質向上事業費補助金は、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、多様化する介護ニーズに対応し、質の高い介護サービスを提供するため、介護従事者の資質向上を図ることを目的とした愛知県の補助事業でございます。事業の内容については、市町村事業として、市町村が介護事業所の職員等を対象に実施する研修や研修受講料の助成に対する補助事業と、介護人材養成関係団体事業として、介護人材養成関係団体が実施する研修等に対する補助事業の2つがございます。いずれの事業も補助率は、4分の3でございます。

過去3年間の広域連合の申請及び交付実績につきましては、介護事業所の職員等を対象に実施する研修として、令和4年度は、研修会を2回実施した費用72万3,000円に対し、県の補助金額は54万2,000円。令和5年度は、研修会を2回実施した費用79万2,000円に対し、県の補助金額は59万4,000円。令和6年度は、研修会を3回実施した費用75万9,750円に対し、県の補助金額は56万9,000円でございました。

また、令和6年度からは、新たに、第9期介護保険事業計画に基づいて策定した研修受講料と助成制度についても、県の補助金を活用して行っております。

内容は、主任介護支援専門員研修及び介護職員初任者研修に係る費用の一部を補助するもので、いずれも研修受講料の2分の1、職員1人当たりの上限5万円を補助しております。対象は、主任介護支援専門員研修費補助金については、居宅支援事業所を運営する法人に、介護職員初任者研修費補助金については、介護サービスを提供する事業所を運営する法人又は介護職非従事者としています。

令和6年度の実績は、主任介護支援専門員研修費補助については4件、13万1,000円分を県へ申請し、補助金額は9万8,000円。介護職員初任者研修費補助については5件、11万7,000円分を県へ申請し、補助金額は8万8,000円でございます。

また、事業所や個人の活用状況については、全て事業所からの申請でございます。

次に3点目、制度の周知や活用促進のために、どのような情報発信を行っているのかについてでございますが、主任介護支援専門員研修費補助及び介護職員初任者研修費補助制度については、ホームページへの掲載に加え、窓口でのチラシ設置、構成市町の広報紙への掲載、対象事業所への通知等で周知しています。また、対象となる事業所に対し、補助金活用のニーズ調査を行い、年度末には申請の勧奨も行っております。

今後も国や県の補助制度等に関する情報も含め、ホームページへ掲載するとともに機会を設けて周知に努めてまいります。

次に4点目、介護支援専門員の更新研修の補助対象の拡充や全額補助を行う考えはあるか

についてでございますが、現在、国においてケアマネジメントに係る諸問題に関する検討会が設置され、検討会の中で、介護支援専門員の資格取得及び更新に係る法定研修の在り方についても議論されているところです。広域連合としましても国の動向を注視するとともに、引き続き、国に対し全国介護保険広域化推進会議等を通じて、介護支援専門員等の業務負担の軽減、法定研修の見直し等について要望してまいります。

また、第10期介護保険事業計画の策定における介護保険事業計画推進委員会においても、介護支援専門員等の支援の内容について検討してまいります。

次に5点目、人材の定着や育成をどのように図っていく考え方についてでございますが、広域連合では、管内における介護職全体の資質向上を図るため、毎年、介護支援専門員と介護サービス事業所職員を対象とした研修会を実施しています。引き続き、広域連合主催の研修会を実施するとともに、研修の内容についても実務に関するものに限らず、メンタルヘルスに関する内容も取り入れながら、離職防止に取り組んでまいります。

また、介護のしごと就職フェアを開催し、新たな介護人材の確保や介護の仕事の魅力発信を行うなど、介護職のイメージアップにつながる取組を推進してまいります。

以上でございます。

議長（渡邊眞弓）

答弁が終わりました。

再質問がありましたら、発言を許します。

4番（蓑手純一）

再質問はございませんが、4番に関する要望をさせていただきます。

今現在、数字上ではケアマネジャーさんは足りているという状況ですけれども、中身、内容としては本当に厳しい状況でございます。これから将来、本当に厳しくなる前に、この更新研修に対する負担、これを3市1町でもう一度しっかりとこの現状を見ていただきまして、広域連合としまして、介護サービスをしっかりと受けられるような体制を今のうちに作っていただきたいということを要望いたしまして、私からの質問を終わりります。

議長（渡邊眞弓）

以上で、4番蓑手純一議員の一般質問を終わります。

---

議長（渡邊眞弓）

続いて、日程第5、認定第1号「令和6年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第6、認定第2号「令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（長坂規代）

ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認定第1号「令和6年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で、主たるものをお申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

まず、歳入につきまして、10、11ページをお願ひいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金40億2,527万5,000円は、広域連合規約に基づく関係市町からの負担金で、内訳といたしましては右側備考欄に記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金1億381万2,750円は、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する2分の1の負担割合でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金5,190万6,375円も低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する4分の1の負担割合でございます。

2項1目県補助金165万8,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の3款1項1目低所得者利用者負担対策事業費に対する4分の3の補助率となっております。

3項1目県委託金5,500円は、12、13ページをお願ひいたします。生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料でございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金10万6,545円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金2,342万1,175円は、補正予算の財源に充てるため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金2億1,676万9,932円は、令和5年度介護保険事業特別会計の決算額確定に伴い、介護給付費、地域支援事業費、事務費の超過分を特別会計から繰り入れたものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金861万9,254円は、令和5年度決算額の確定により繰り越したものでございます。

7款諸収入、1項1目預金利子4万4,884円は、歳計現金等の預金利子でございます。

2項1目雑入75万5,111円は、14、15ページをお願ひいたします。雇用保険被保険者負担金でございます。

以上、歳入合計は44億3,237万4,526円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16、17ページをお願ひいたします。

1款議会費、1項1目議会費は77万7,982円で、執行率84.2%でございます。主な内容といたしましては、1節報酬は関係市町選出議員16人分の報酬、8節旅費は定例会及び臨時会の費用弁償、12節委託料は3回分の会議録作成委託料でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費は43億7,949万4,904円で、執行率99.4%でございます。

主な内容といたしましては、1節報酬は会計年度任用職員の報酬、2節給料から4節共済費までは職員の給料、手当等の人物費、7節報償費は顧問弁護士及び法律相談時の弁護士の報償金でございます。

18、19ページをお願いいたします。

12節委託料は、総合収納システム運営委託料等、22節償還金、利子及び割引料2億175万3,557円は、令和5年度の介護保険事業特別会計精算金を関係市町に返還したものでございます。

27節繰出金37億9,108万6,300円は、備考欄に記載のとおり介護給付費、地域支援事業費、20、21ページをお願いいたします。事務費及び低所得者保険料軽減分の特別会計への繰出金でございます。

なお、財源は、関係市町からの負担金及び低所得者保険料軽減分の国、県負担分でございます。

2目財政調整基金費2,084万8,799円は、前年度繰越金等2,074万3,000円を増額補正し、預金利息分を含め積み立てたものでございます。

2項1目選挙管理委員会費は、市町各1名選出の計4人の選挙管理委員の報酬、3項1目監査委員費は、監査委員2人分の報酬が主なものでございます。

3款事業費、1項1目低所得者利用者負担対策事業費221万1,176円は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金が主なものでございます。

4款公債費の執行はございませんでした。

5款予備費は、22、23ページをお願いいたします。2款1項2目財政調整基金費の24節積立金に10万799円を充用しております。

以上、歳出合計は44億359万4,491円で、執行率は99.3%でございます。

続きまして、24ページの実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

1の歳入総額は44億3,237万4,526円、2の歳出総額は44億359万4,491円で、3の歳入歳出差引額は2,878万35円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は2,878万35円でございます。

この実質収支額の2分の1の1,439万17円を地方自治法第233条の2及び知多北部広域連合財政調整基金条例第3条の規定により、財政調整基金繰入額といたしました。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

1の物品で自動車及び取得価格が単品100万円以上のものについて、令和6年度中増減はなく、決算年度末現在高といたしましては、自動車7台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

2の基金につきましては、(1)の財政調整基金は、決算年度中の積立分と取崩し分の差引き額604万7,000円増加、年度末現在高は1億8,752万1,000円でございます。

(2)の介護給付費準備基金は、決算年度中の積立分と取崩し分の差引き額1億6,453万5,000円増加、年度末現在高は12億3,052万7,000円でございます。

以上で、「令和6年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」説明を終わ

ります。

続きまして、認定第2号「令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、一般会計同様、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で主たるものをお申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

まず、歳入につきまして、14、15ページをお願ひいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、予算現額65億4,465万2,000円に対し、調定額66億8,493万9,000円、収入済額66億2,369万8,300円で、調定に対する収納率は99.1%でございます。

また、介護保険法第200条該当による時効により、329名分、1,410万4,400円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は4,713万6,300円でございます。

なお、1節現年度分特別徴収保険料の424万3,900円の減額は、特別徴収分の未還付額でございます。

2款国庫支出金は52億9,877万31円で、1項1目介護給付費負担金並びに2項2目及び3目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担分でございます。

2項1目調整交付金は、全国ベースで調整され、令和6年度は保険給付費の2.08%の交付率で交付されたものでございます。

4目保険者機能強化推進交付金2,912万7,000円は、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するため交付されたものです。

16、17ページをお願ひいたします。

5目介護保険保険者努力支援交付金5,234万4,000円は、介護予防と健康づくりに資する取組に活用するため交付されたものです。

6目重層的支援体制整備事業交付金1億8,399万9,000円は、3市1町の事業の実施に係る交付金です。

7目事業費補助金444万8,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金です。

8目介護保険災害等臨時特例補助金3万1,000円は、東日本大震災で被災された被保険者の保険料の減免措置に対する補助金でございます。

3款支払基金交付金67億7,462万6,284円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する第2号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

4款県支出金36億6,865万4,894円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分でございます。

18、19ページをお願ひいたします。

5款財産収入135万6,920円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

6款繰入金39億1,647万300円は、介護費等に係る市町負担分を一般会計から繰り入れた1項一般会計繰入金と、20、21ページをお願ひいたします。1款保険料収入の不足分を基金か

ら繰り入れた 2 項基金繰入金でございます。

7 款繰越金 6 億1, 067万5, 647円は、22、23ページをお願いいたします。令和5年度決算における繰越金でございます。

8 款諸収入2, 167万9, 363円の主なものは、保険料納付の遅延による延滞金、歳計現金の預金利子、交通事故等による第三者行為の損害賠償金でございます。

なお、雑入のところで収入未済額1, 715万8, 063円が生じておりますが、これは不当利得に対する介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。

以上、歳入合計は269億1, 593万1, 739円、不納欠損額1, 410万4, 400円、収入未済額6, 429万4, 363円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

24、25ページから26、27ページまでが 1 款総務費になります。

24、25ページをお願いいたします。

1 款総務費 2 億2, 503万1, 785円でございます。主なものは、介護保険制度改正等に伴うシステム改修委託料、介護保険システムの借上料など介護保険事業に係る電算システムの維持管理費用、保険料のコンビニ収納などに係る手数料、介護認定審査会委員の報酬、主治医意見書作成手数料及び介護認定調査委託料でございます。

26、27ページ下段から30、31ページ中段までが 2 款保険給付費になります。

26、27ページをお願いいたします。

2 款保険給付費239億8, 664万6, 806円は、要介護及び要支援と認定された被保険者への保険給付費で、前年度と比較して11億5, 977万4, 069円、5.1%の増加でございます。

30、31ページの下段から34、35ページの上段までが 3 款地域支援事業費になります。

30、31ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費13億4, 969万6, 211円は、要支援及び事業対象者と認定された被保険者への保険給付費などで、前年度と比較して5, 724万5, 298円、4.4%の増加でございます。

34、35ページの上段をお願いいたします。

4 款保健福祉事業費8, 462万4, 000円は、令和5年度に交付された保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の同額を、保健福祉事業支援交付金として関係市町に交付したものでございます。

5 款基金積立金 2 億8, 991万9, 165円は、令和5年度決算に伴う繰越分から国、県などへの返還金を差し引いた第1号被保険者の保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

6 款諸支出金 4 億3, 053万6, 262円は、過年度分に係る保険料の払戻金、国庫支出金等過年度分返還金でございます。

36、37ページをお願いいたします。

7 款予備費は、5款1項1目介護給付費準備基金積立金の24節積立金に27万165円、6款1項1目介護保険料還付金の22節償還金、利子及び割引料に40万7, 600円、6款1項3目償還金の22節償還金、利子及び割引料に41万4, 000円を充用しております。

以上、歳出合計は263億6, 645万4, 229円でございます。

続きまして、38ページの実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

1の歳入総額は269億1,593万1,739円、2の歳出総額は263億6,645万4,229円で、3の歳入歳出差引額は5億4,947万7,510円となり、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は5億4,947万7,510円でございます。

以上で、「令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を終わります。

認定第1号及び認定第2号につきましては、以上でございます。

議長（渡邊眞弓）

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監査委員（田中奈美）

代表監査員の田中でございます。

議長からお許しをいただきましたので、令和6年度決算審査の実施結果につきまして、補足説明をさせていただきます。

令和7年7月22日に稻葉裕加里委員と共に、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から審査に付されました令和6年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算について決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否について確認するため関係帳簿等を審査するとともに、予算執行について、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に基づいて執行されているかについて特に配慮をしつつ、関係職員の出席、説明を求めて実施いたしました。

審査の結果、お手元にございます決算審査意見書に記載されておりますように、関係書類につきましては、地方自治法施行規則に定められました様式に従っており、計数においては決算を適正に表示しているものと認められ、また、予算執行についても地方自治法及び地方財政法の規定の本旨に従って行われており、目的はおおむね達成されたものと認められました。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果報告の補足説明とさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、認定第1号「令和6年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、認定第2号「令和6年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

---

議長（渡邊眞弓）

日程第7、議案第6号「知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（長坂規代）

ただいま上程になりました議案第6号「知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の変更等をするため改正するものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第1条につきましては、引用条項の変更等をするものでございます。

附則は施行期日で、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「知多北部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡邊眞弓）

続きまして、日程第8、議案第7号「令和7年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第9、議案第8号「令和7年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（長坂規代）

ただいま上程されました議案第7号及び議案第8号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第7号「令和7年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,314万3,000円を追加し、予算の総額を46億7,079万3,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の決算額確定に伴い、国負担分609万2,000円の追加交付を受けるものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金は、2款国庫支出金と同様に、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の県負担分304万6,000円の追加交付を受けるものでございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、預金利率の引上げにより、財政調整基金利子を35万3,000円増額するものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、特別会計の令和6年度決算に伴う負担金の精算等により、不足となった低所得者保険料軽減分等の財源とするため、基金を取り崩すもので512万1,000円を増額するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、同じく令和6年度決算に伴う負担金の精算により、特別会計から一般会計へ繰り入れるもので1億3,614万円を計上するものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

6款繰越金、1項1目繰越金は、一般会計の令和6年度決算に伴い繰越額が確定したため1,239万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、関係市町へ支払う介護保険事業特別会計精算返還金として1億3,614万円を計上するもの、また、事務費繰出金として207万5,000円、低所得者保険料軽減繰出金として1,218万4,000円を増額するものでございます。

2目財政調整基金費は、繰越金1,261万1,000円を増額し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

5款予備費、1項1目予備費は13万3,000円を増額するもので、今回の補正の歳入歳出の差額分でございます。

以上で、「令和7年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」について説明を終わります。

続きまして、議案第8号「令和7年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年度決算に伴う繰越金及び事業費の精算等が主なもので、補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9,234万1,000円を追加し、予算の総額を284億8,221万1,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、2項6目重層的支援体制整備事業交付金は、令和6年度決算額確定に伴い、交付金の追加を受けるため1,303万8,000円を増額するものでございます。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金は、2款国庫支出金と同様に、令和6年度決算額確定に伴い、交付金の追加を受けるため157万8,000円を増額するものでございます。

4款県支出金、2項3目重層的支援体制整備事業交付金も、2款国庫支出金と同様に、令和6年度決算額確定に伴い、交付金の追加を受けるため668万6,000円を増額するものでございます。

同じく、2項5目介護テクノロジー導入支援事業費補助金は、後ほど歳出でも御説明させていただきますが、愛知県のケアプランデータ連携という活用推進モデル地域づくり事業に採択される見込みであるため、850万円を新たに計上するものでございます。補助率は10分の10でございます。

5款財産収入、1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の普通預金の利率が見込みより高かったため、80万円を増額するものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項4目事務費繰入金は、後ほど歳出でも御説明させていただきますが、介護保険料仮徴収額変更通知書に係る郵送料が、当初の見込みより対象者が大幅に増加したため、2万5,000通分、207万5,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

同じく、1項5目低所得者保険料軽減繰入金は、令和6年度決算額確定に伴い、過年度分として1,218万4,000円を増額し、一般会計を通じて国、県からの支出金の追加交付を受ける

ものでございます。

7款繰越金、1項1目繰越金は、令和6年度決算額確定に伴い、5億4,748万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の11節役務費は、先ほどの歳入6款繰入金でも御説明しましたが、介護保険料仮徴収額変更通知書に係る郵送料が、当初の見込みでは過去3年平均により6,000通分を計上していましたが、対象者が大幅に増え3万1,000通となったため、差額の2万5,000通分、207万5,000円を増額するものでございます。

12節委託料は、4款県支出金でも御説明しましたが、愛知県のケアプランデータ連携による活用推進モデル地域づくり事業に採択される見込みであるため、ケアプランデータ連携システム普及啓発委託料として850万円を計上するものでございます。内容としましては、管内事業所に対しケアプランデータ連携システムを導入してもらうための普及及び導入支援業務を委託するものでございます。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和6年度保険給付費、地域支援事業及び保険料収入額の確定に伴い、前年度繰越金に含まれる保険料等を基金に積み立てるもので3億9,169万6,000円を増額するものでございます。内訳は、保険料分3億7,871万2,000円、低所得者保険料軽減分1,218万4,000円、基金利子分80万円でございます。

6款諸支出金、1項3目償還金は、保険給付費の額確定に伴う国庫支出金等過年度分返還金で5,393万円を計上するものでございます。

同じく、2項1目一般会計繰出金は、令和6年度の市町負担金の精算に伴い、一般会計繰出金として1億3,614万円を計上するものでございます。内訳は、介護給付費分9,926万5,000円、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分934万6,000円、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分104万7,000円、事務費繰出金として、事務費精算分2,648万2,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で、「令和7年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明を終わります。

議案第7号及び議案第8号につきましては、以上でございます。

議長（渡邊眞弓）

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第7号「令和7年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号「令和7年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

議長（渡邊眞弓）

次に、日程第10、「議員の派遣について」を議題といたします。

お手元に配付いたしました議員の派遣についてのとおり、令和7年度議会行政視察について、（1）派遣目的及び（2）派遣場所は、兵庫県尼崎市における介護予防事業に対する調査研究並びに大阪府のATCエイジレスセンターにおいて介護現場で使用する介護製品などの体験等、（3）派遣期間は令和7年11月19日から20日までの2日間、（4）派遣議員は、議員全員を派遣するものであります。

お諮りいたします。以上のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、配付いたしました議員の派遣についてのとおり派遣することに決定いたしました。

---

議長（渡邊眞弓）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（花田勝重）

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきまして、令和6年度決算の認定及び令和7年度補正予算の議決をいたしましたことを、まずもってお礼を申し上げます。

議決をいただきました内容につきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護

保険の広域的運営のメリットを生かし、よりよい運営を目指してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

また、今期限りで退任されます副連合長の宮島市長さんには、これまで長い間、広域連合の運営に御尽力いただき誠にありがとうございました。今後とも健康には十分御留意をいただき、当広域連合の運営に御支援をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まだまだ暑い日も続いております。議員の皆様におかれましては、お体に気をつけていただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（渡邊眞弓）

これをもちまして、令和7年知多北部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

（8月25日 午後2時55分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 (9番) 渡邊眞弓

議員 (15番) 久松純志

議員 (16番) 山下享司